

(第21号議案)

中野区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

現行の道路占用料は、平成27年1月1日付で評価替えされた固定資産税評価額を用いて積算し、平成28年4月1日付で施行したものである。

平成30年1月1日付で固定資産税評価額の評価替えが行われたことから、下記の通り道路占用料の改定を行う。

記

1. 道路占用料の徴収

道路占用料は道路法第39条に基づき、次の趣旨により徴収するものである。

- (1) 占用者が道路を利用することで受ける利益を徴収する。
- (2) 道路管理が税負担で行われていることを踏まえ、特定の者へ道路占用使用を許可することによって、増加する管理費の一部を徴収し、税負担の公平を図る。

2. 道路占用料の単価の算定方法

(1) 単価積算式

国が定める占用料の単価積算式を使用し、物件を設けようとする場所の1㎡あたりの道路価格に一定の率を乗じて積算する。

$$\text{占用料} = \text{①道路価格} \times \text{②使用料率} \times \text{③修正率} \times \text{④占用面積}$$

①道路価格

占用物件に応じ、「平均地」、「商業地」、「宅地」、又は「時価」のいずれかの1㎡あたりの価格を用いる。

②使用料率

地価に対する1年あたりの賃料の割合に相当する率

③修正率

道路に対する影響の度合い（「地上」を1とした場合、「上空」は0.5）

④占用面積

各占用物件の垂直投影面積（但し、看板等は表示面積）

(2) 激変緩和措置

23区では、積算式に用いる道路価格が高額であることから、高い数値の占用料が算出される物件がある。

このため、激変緩和措置として現行占用料の1.2倍を超えないものとし、積算式により算出した額と現行占用料を1.2倍した額とを比較したうえで、低い方の額を採用する。

(例) 第二種電柱(4本又は5本以下の電線を支える電柱)

$$\begin{aligned} \text{①道路占用料単価} &= \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{修正率} \times \text{占用面積} \\ &= 23\text{区平均地価格} \times 0.034 \times 1 \times 0.86 \\ &= 419,107 \times 0.034 \times 1 \times 0.86 = 12,254 \end{aligned}$$

②現行額を1.2倍した額

$$\text{現行額 } 10,600 \times 1.2 = 12,720$$

③道路占用料単価31年度決定額

$$\text{①} < \text{②} \Rightarrow 12,254 \text{ 円} \div 12,200 \text{ 円 (1本につき/年間)}$$

### 3. 中野区道路占用料等徴収条例の一部改正

(1) 上記2の算定方式により、各占用物件の占用料の単価を改定する。

※改定額の一覧は別添新旧対照表を参照

(2) 施行予定

平成31年4月1日

中野区道路占用料等徴収条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>7,970円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>6,930円</u>
	第二種電柱		<u>12,200円</u>		第二種電柱		<u>10,600円</u>
	第三種電柱		<u>16,500円</u>		第三種電柱		<u>14,300円</u>
	第一種電話柱		<u>6,440円</u>		第一種電話柱		<u>5,370円</u>
	第二種電話柱		<u>10,400円</u>		第二種電話柱		<u>8,680円</u>
	第三種電話柱		<u>14,200円</u>		第三種電話柱		<u>11,900円</u>
	その他の柱類		<u>710円</u>		その他の柱類		<u>610円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		<u>71円</u>		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	<u>42円</u>			地下に設ける電線その他の線類	<u>37円</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>6,980円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>6,070円</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,270円</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,710円</u>		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>14,200円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>12,300円</u>		

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>160円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>290円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>420円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>640円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>850円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,280円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,700円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,990円</u>

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>18,300円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>12,300円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>140円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>260円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>370円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>550円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>740円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,110円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,480円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,600円</u>

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		4,270円	
	外径が1メートル以上のもの		8,540円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		12,400円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		14,200円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	占有面積1平方メートルにつき1年	(略)	
	上空に設ける通路		10,100円	
	地下に設ける通路		6,100円	
	その他のもの		9,060円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	200円	
	商品置場その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	20,300円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年	20,300円	
	標識	1本につき1年	11,300円	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1日	200円

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		3,710円	
	外径が1メートル以上のもの		7,430円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		10,400円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		12,300円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	占有面積1平方メートルにつき1年	(略)	
	上空に設ける通路		9,180円	
	地下に設ける通路		5,510円	
	その他のもの		8,190円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	180円	
	商品置場その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	18,300円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年	18,300円	
	標識	1本につき1年	9,900円	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1日	180円

1号に掲げる物件	その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>20,300円</u>
アーチ式工作物	車道を横断するもの	1本につき1年	<u>203,300円</u>
	その他のもの		<u>101,600円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設（詰所及び危険防止施設を除く。）及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>
	詰所		<u>20,300円</u>
	危険防止施設		<u>7,200円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>
令第7条第8号に掲げる施設～令第7条第13号に掲げる施設	(略)		

備考 (略)

1号に掲げる物件	その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>18,300円</u>
アーチ式工作物	車道を横断するもの	1本につき1年	<u>183,700円</u>
	その他のもの		<u>91,800円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>12,300円</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設（詰所及び危険防止施設を除く。）及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>18,300円</u>
	詰所		<u>18,300円</u>
	危険防止施設		<u>6,000円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>12,300円</u>
令第7条第8号に掲げる施設～令第7条第13号に掲げる施設	(略)		

備考 (略)

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けている者のうち、当該占用の期間が1年以内のものに係る占用料の額については、なお従前の例による。